議長（門　瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号　多度津町水道事業の剰余金の処分等に関する条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長　河田君。

上下水道課長（河田　数明）

おはようございます。

議案第2号　多度津町水道事業の剰余金の処分等に関する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正されたことを受けて制定するものでございます。

旧規定においては、毎事業年度生じた利益の処分については、議会の議決によることでしか定めることができず、資本剰余金に至っては、政令で定める場合を除くほか、処分することができないとされておりました。

今回の改正により、法定積立金の積立義務が廃止され、条例を定めることによっても、利益剰余金及び資本剰余金を処分できることとなりました。

この法令は、平成24年4月1日に施行されておりますが、本町では平成23年度及び平成24年度決算におきましては、従来どおり議会の議決を経て剰余金の処分を行いました。

しかしながら、剰余金の処分については、毎事業年度発生するため、議会の議決ではなく条例の定めにより処理する方が事務処理の効率化を図ることができるものと考えられます。

また、これまでの地方公営企業法に基づく処分方法を継続し、事業年度ごとに取扱いの差をなくすこと、さらにその取扱いが住民の皆様にとって的確なものとなるようにするため、統一した基本的なルールを条例で定めるものでございます。

それでは、本条例の内容について説明させて頂きます。

第1条は、趣旨について規定しており、水道事業の財政的基盤を確立し、もって水道事業の健全な運営に寄与するため、本条例を定めようとするものでございます。

第2条は、利益の処分の方法及び、積立金の取崩しについて規定しており、第1項では利益処分の具体的な基準、第2項では各積立金の目的、第3項では目的の例外、第4項では資本組み入れについて、それぞれ定めようとするものでございます。

第3条は、資本剰余金について定めようとするものでございます。
第4条は、欠損の処理について規定しており第1項では、利益積立金、第2項では資本剰余金をそれぞれ欠損の補填財源として使える旨を定めようとするものでございます。
第5条は、委任について定めようとするものでございます。
なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条第4項につきましては、平成26年4月1日より施行しようとするものでございます。
誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。